

研修視察報告書

令和 7 年 11 月 10 日

〔会派名：無会派〕

代表者氏名	藤川 美広	記録者氏名	藤川 美広
視察者氏名	藤川 美広		
視 察 日	令和 7 年 11 月 6 日（木）～令和 7 年 11 月 7 日（金）		
視 察 先	岐阜県各務原市役所／山梨県北杜市役所		
目 的	ハラスメント防止等に関する条例（宣言）の制定について		

視察概要

◆ 1日目

11月6日（木）各務原市役所 10:30～12:00

- ・各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について

◆ 2日目

11月7日（金）北杜市役所 9:30～11:00

- ・北杜市ハラスメント撲滅宣言条例について

<詳細別紙>



各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について

各務原市ハラスメント防止条例の概要

<制定・目的>

- 制定時期：昨年9月の定例会最終日に可決され、10月1日から施行。
- 目的：議員によるハラスメント防止、発生時の適切対応の規定化。

<適用範囲と対応事案>

- 「議員が受けたハラスメント」の相談対応。
- 「議員が行ったハラスメント」の調査・審査・措置。

<特徴>

- 議会と執行部が同時に条例制定
- 相互連携でクロス事案（議員→職員、職員→議員）に対応。
- 例：職員被害の場合は執行部窓口が受付→市長が議長へ対応依頼→議会側手続へ。

<相談機関の設置>

- 議会ハラスメント相談員（議会事務局職員2名以上を指名）。
- 議員からの相談受付、事実確認、助言、議長への報告。
- 議会ハラスメント調査委員会（内部：副議長+議長指名議員5名=計6名）。
- 調査、該当性判断、必要措置案を議長に報告。
- 議会ハラスメント審査会（外部有識者：大学教授・弁護士・人権擁護委員）
- 調査委員会結果の妥当性検証（必要時は独自調査）。最終判断と措置案を議長に答申。
- 会計年度任用職員、派遣、委託業者等の窓口スタッフへの被害も準用規定で対応。

<定義・行為例示>

- 口頭/電話/文書/SNS/掲示板等での誹謗中傷、虚偽風説の流布など人格・尊厳侵害や議会活動環境を害する行為。
- 過大要求や長時間要望・交渉による拘束、行政運営の妨害に該当する行為。

<議員の責務・理念（指針）>

- 市民代表としての高い倫理、相互尊重、職員と対等、人格・尊厳の尊重。
- 自身が疑われた場合の誠実協力、他議員の行為を見た場合の率先的な防止対応。

制定経緯

- 昨年6月定例会に少数会派女性議員から議会ハラスメント防止条例案が提出（原案）。
- 9月、委員会で全修正案に反対意見なく可決→本会議で賛成多数により成立。

<全修正理由>

- 原案の条文品質（重複・整合性不足）や、議長負担過多、公平性確保不足などの課題整理。
- 執行部側条例との整合性確保の必要性。

- 執行部側の並走制定
- 背景：近隣自治体で首長によるハラスメント事案が相次ぎ、一般職向け要綱では対応不十分。

<期間・費用>

- 制定に要した期間は概ね 3 カ月。
- 実務は議会事務局が下支え。追加経費は特段発生なし。

運用状況・効果・課題

- 現時点での相談申出や審査依頼は発生なし。
- 条例の存在が抑止力として機能し、議員の意識改革に寄与。
- 制度の形骸化防止：継続的な啓発・研修が不可欠。
- 相談対応の実効性：事務局の相談・ヒアリングスキル強化が必要（研修予算を計上予定）。
- 初動対応の難しさ：加害側聴取への協力確保、モンスター事案対応の運用ノウハウ不足。
- 公平性・人選の配慮：委員構成は会派バランス・性別配慮・当事者除斥などで中立性を担保。

所感

以下の点が特に素晴らしいと感じた。

名張市において条例制定を進める際には参考にして検討する必要がある。

1. 条例制定の先進性 - 議会と執行部が同時に条例を制定した点が画期的
 - わずか 3 ヶ月で条例を策定した迅速な対応
2. 条例の特徴 - 議員間、議員と職員間のハラスメントを包括的に規定
 - 相談員、調査委員会、外部審査会の 3 段階の対応システム
 - 具体的な行為類型を明確に規定
3. 組織文化への配慮 - 議員と職員の対等な関係性の構築
 - フランクな組織風土の醸成
 - ハラスメント防止の意識啓発

以上

北杜市ハラスメント撲滅宣言条例について

北杜市のハラスメント撲滅宣言条例の概要

(1) 条例制定の背景

- ・市長の公約
- ・議会内のコミュニケーション課題の改善
- ・職員のメンタルヘルス保護

(2) 条例の主な特徴

- ・市長、議長、市民を対象とした理念条例
- ・「ハラスメントをしない、させない、許さない、そして見逃さない」という強い決意
- ・カスタマーハラスメントも対象に含む

(3) 条例制定までのプロセス

- ・市長選挙での公約
- ・全員協議会での説明
- ・議員との丁寧な対話
- ・本会議において全会一致で可決

特に注目すべき取り組み

(1) 周知活動

- ・市政報告会での講座開催
- ・市長、副市長、議長による共同宣言
- ・マスコミを通じた広報
- ・校長会、区長会での周知

(2) 今後の展開

- ・市内企業への署名推奨
- ・メリット制度の検討（ホームページでの企業名公表）

名張市への示唆

(1) 条例制定に向けて

- ・議会内のコミュニケーション改善
- ・理念条例としての位置づけ
- ・市民を巻き込む周知活動

(2) ハラスメント防止の具体的方策

- ・相談窓口の設置
- ・第三者委員会の検討

- ・継続的な研修と意識啓発

所感

北杜市の取り組みは、ハラスメント防止における先進的なアプローチを示している。単なる規制ではなく、共生と相互理解を目指す姿勢が印象的であった。

今後の対応

- ・北杜市の取り組みを参考に、名張市独自のハラスメント防止条例を検討
- ・議会内外での意識啓発
- ・具体的な防止策の立案

以上